

○国土交通省告示第三百三十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

国土交通大臣 大島 章宏

第1 起業者の名称 中日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線新設工事（引佐ジャンクション（仮称）から豊田東ジャンクションまで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 愛知県新城市八束穂字東田、字宮下、字風呂ノ越、字若宮、字モリ下、字イリ、字西田、字甲田及び字下前田並びに浅谷字杉ノ本地内  
愛知県豊川市上長山町奥三手川、大山及び井上地内
- 2 使用の部分 愛知県豊川市上長山町本宮下及び奥三手川地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、静岡県浜松市北区引佐町東黒田地内の引佐ジャンクション（仮称）から愛知県豊田市岩倉町則越地内の豊田東ジャンクションまでの延長約55.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道のうち、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の新設について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、中日

本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する事業許可を受けていることなどから、起業者である中日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（以下「本路線」という。）は、横浜市を起点とし、厚木市、静岡市、岡崎市等を経て名古屋市に至る延長約300kmの路線である。

本路線が通過する愛知県は、機械、化学工業品、繊維等の製造業が全国的に見ても特に盛んな地域であり、また、同県と関東方面との間の物流等には、本路線と並行する高速自動車国道第一東海自動車道（以下「東名高速道路」という。）等が利用されている。東名高速道路は、人口及び産業が集積している東京都、神奈川県、静岡県及び愛知県を通過し、国内輸送の大動脈としての役割を果たしているが、首都圏と中京圏とを結ぶ我が国屈指の物流路線であり、自動車交通量が多いことなどから、本件区間に対応する区間等において慢性的な交通混雑が発生し、また、交通事故等による通行止めもあり、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済又は順次供用予定である本路線の他の区間等と接続し、首都圏と中京圏とを結ぶ新たな高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保が図られ、産業及び経済の活性化に寄与することが認められる。また、本件区間が東名高速道路の自動車交通を分担することにより、東名高速道路の本件区間に対応する区間等における慢性的な交通混雑の緩和が図られるとともに、東名高速道路の通行止めの際にはその代替路としての機能を発揮するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することも認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、静岡県区間は、都市計画決定手続において都市計画決定権者である静岡県知事が、愛知県区間は、建設省中部地方建設局長が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、それぞれ平成3年7月に、大気質、騒音等に関する環境影響評価を実施している。その結果によると、騒音について一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成22年8月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるニホンカモシカ、天然記念物のゲンジボタル及びネコギギの生息が確認されている。ニホンカモシカ、ゲンジボタル及びネコギギについては、計画路線は生息域をトンネル又は橋梁で通過することなどから、影響は軽微であると評価されている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているクマタカ等の営巣が確認されているが、起業者は有識者等からなる検討委員会において検討を行い、営巣への影響を極力抑えられるよう必要な措置を講じている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているイワチドリ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているアカウキクサ等の生育が確認されているが、本件事業地の周辺に生育に適した環境が広く分布していることなどから影響は少ないとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が16箇所存在するが、このうち10箇所については発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は引き続き残る6箇所についても愛知県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、首都圏と中京圏とを結ぶ新たな広域的な高速交通ネットワークを形成するとともに、東名高速道路における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第2級の規格に基づく4車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、静岡県区間においては、平成3年9月24日に都市計画決定された都市計画と、車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。愛知県区間におけるルートについては、各ジャンクション又はインターチェンジ間において、山裾を通過するルート案（以下「申請案」という。）のほか、申請案より海側のルート案及び山側のルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の案とを比較すると、申請案は、施工延長及び取得必要面積が中位であるものの、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的

な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、首都圏と中京圏とを結ぶ新たな広域的な高速交通ネットワークの整備が必要と認められるとともに、できるだけ早期に東名高速道路の交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、新城市長を会長とする新東名・三遠南信自動車道建設促進奥三河期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛知県豊川市役所及び新城市役所